

## 経済対策に盛り込む規制・制度改革についての意見書

### 1) 町屋・古民家を活用した宿泊施設に対する旅館業法の規制緩和について

- ・旅館業法第6条に宿泊者の氏名・住所・職業の記載が義務付けられている。玄関帳場等の構造設備基準については、宿泊客の安全及び衛生の水準の維持及び向上の観点から重要と考えられる。  
しかしながら、玄関帳場が宿泊施設より100メートル圏内の離れた事務所がフロントと同類の施設基準とし規制緩和をされるということは、宿泊客の安全性についての観点から、疑問を生じかねない。急病人やトラブルが生じた場合の対応については、どのように対処するのですか。
- ・敷地内は、宿泊者以外の者も自由に入出りでき、宿泊者の安全や従来、フロントで貴重品をお預かりしているが、24時間従業員が待機しているのでしょうか。
- ・テロ対策の一環として、国内に住所を有しない外国人宿泊者のパスポートをコピーし保存をするよう行政より指導を受けている。玄関帳場が施設以外の場合、どのように外国人宿泊者に対してパスポート提示を求めるのか、また、どのようにコピーをするのか到底理解できない。
- ・玄関帳場の設置義務については、旅館業法施行令第1条4に明記しており、宿泊者の確認と部屋の鍵の受け渡し、不審者の出入り等宿泊者の安全を守る点においては必要不可欠であります。宿泊施設以外の玄関帳場では、宿泊者の安全面・防犯面及び警察庁より要請があります暴力団の宿泊拒否等宿泊場所が玄関帳場以外であると宿泊施設への出入りが誰でも入れるようになる。
- ・京都に既に営業をしている町屋においては「宿泊施設ではなく、貸家です」としておりますが、寝具の提供等は旅館業法上、宿泊営業であります。

### 2) 田舎暮らし小規模民宿開業に係る規制緩和について

- ・農林漁業者が農林漁業体験民宿を開業する場合には、規制緩和により客室の延床面積33㎡以上という旅館業法施行令の適用除外となっているが、今回検討対象となっている空家などを利用しての出舎暮らし体験は、地域起こしや地元の伝統産業を活性化されるためのもので、これは事業そのものである。これらも含めすべて体験学習であり、教育の一環だとするならば、現状のほとんどの民宿がこれに該当するのではないかと思われる。すべての民宿（簡易宿所）について、旅館業法を規制緩和し33㎡未満で構わないとするのであれば致し方ないが、これを認めるとそもそも旅館業法でこの面積を定めた意味がない。

また、すでに規制緩和をされている農林漁業体験民宿についても、安易に宿泊施設としての営業を行うのではなく、国の第一次産業を支えるプロとして本来の仕事に取り組むべきではないか。宿泊営業はきちんと営業許可を取っているプロの旅館やホテル、民宿に任せるべきである。伝統工芸品の体験は昼間の時間帯に各施設で実施し、夜はゆっくり旅館やホテル、民宿にお泊りいただければお互いの利益のためにも最善ではないのか。

平成23年3月4日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会  
会長 佐藤 信幸